令和7・8・9年度 競争入札参加資格審査申請要領 (物品関係)

令和7年8月~令和10年7月

申請者のみなさまへ

申請書の受付は、郵便(宅配便可)による受付となって おります。

申請要領を参照のうえ、提出書類にお間違えのないようお願いいたします。

福岡県南広域水道企業団 (総務部企画財政課)

福 岡 県 南 広 域 水 道 企 業 団 競争入札参加資格審査申請について

令和7・8・9年度において福岡県南広域水道企業団が発注する物品の買入れ及び 賃貸借契約等の競争入札に参加を希望する方は、次の要領により、競争入札参加資格 審査申請書を提出して下さい。

提出された書類について、記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、指名停止若しくは入札参加資格の取消など厳正な措置を取りますのでご留意下さい。

記

1	受付期間	初回受付:令和7年6月2日~令和 7年6月30日 随時受付:令和7年8月1日~令和10年5月31日 ※有効期間開始月の前月末までに必着
2	入札参加資格 有効期間	初回受付:令和7年8月1日~令和10年7月31日 随時受付:受付日の翌月1日~令和10年7月31日
3	申請方法	郵送(宅配便可)のみ ※封筒に「競争入札参加資格審査申請書(物品)在中」と朱 書きすること。 ※書留郵便等の記録に残る方法で送付すること。
4	申請書提出部数	1部(業者登録票はデータ(エクセルファイル)を格納したCDも併せて提出)
5	申請営業種目	申請営業種目は、本要領6頁に記載する「営業種目一覧表」 の中から選んで下さい。希望は <u>6営業種目が限度</u> です。 (※営業種目一覧表以外の受付はしません)
6	審査結果	初回受付分は令和7年8月初旬に、随時受付分は受付日の 翌月初旬に、「福岡県南広域水道企業団競争入札参加資格審 査結果通知書」を送付します。
7	提出後の内容変更	申請書提出後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに別に定める <u>「入札参加資格審査申請内容変更届出書(企業団</u> <u>ホームページ掲載)」</u> を提出してください。
8	送付先・問合せ先	〒830-0062 久留米市荒木町白口55番地 福岡県南広域水道企業団 総務部企画財政課 TEL 0942-27-1561 / FAX 0942-27-1795 E-mail: zaisei@sfwater.or.jp

第1 申請者の資格

6頁の「営業種目一覧表」に掲げる種目を営む法人または個人で、以下のいずれか に該当する者を除きます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号 (※1) のいずれかに該当すると認められる者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号 (※2) のいずれかに該当すると認められる者 (同項の規定により、福岡県南広域水道企業団から競争入札に参加させない措置を受けた者であって、その措置期間を経過したものを除く。) 及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3) 4頁の「5 納税証明書等」に掲げる表中の該当区分に応じた国税、県税及び 市町村税等を完納していない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (6) 営業を行うにあたって、法令の規定により官公庁等の認可、許可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けていない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員 が暴力団員である者

【参考】

- (※1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号
 - ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (※2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

⑦ この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第2 暴力団等排除について

福岡県南広域水道企業団暴力団排除規則に基づき、企業団の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加することができません。

違反した場合、指名停止措置等の措置を行います。

第3 提出書類

以下の書類をA4サイズに統一(コピー不可のものは除く)して提出すること。

1~7番の書類は番号順に一緒に綴じ(2つ孔を空けて紐やスティックファスナー 等を通して連結)、8~9番の書類はそのままの状態で、全ての書類を透明なビニル ファイル(クリアファイル等)に挟んで提出すること。

「業者登録票」は、データ(エクセルファイル)を格納したCDも併せて提出すること。

番号	提出書類	指 定 様 式	コピー の可否	備考
1	申請書類チェックリスト	第1-1号		
2	競争入札参加資格審査申請書	第1-2号	_	本社 (店) 名
3	登記簿謄本(個人事業者の場合 は身分証明書)		币	個人事業者の身分証明書はコピー不可
4	委任状	第2号	_	受任者を設定する場合のみ
5	納税証明書等		可	
6	代理店・特約店証明等		币	水処理薬品を希望する場合の み提出
7	資格証明書・許可証等		可	
8	業者登録票	第3号		<u>CDデータも提出</u> <u>※エクセルファイルで提出</u>
9	審査結果通知書送付用封筒		_	1通、110円切手貼付

[※]希望者は受付返信用ハガキ(郵便料金分の切手を貼付)も同封(第5 注意事項参照)

第4 提出書類の記入要領

1 申請書類チェックリスト(第1-1号様式) 商号又は名称等を記載し、担当者氏名には、書類に関する問合せに対応できる 者の氏名を記載すること。

2 競争入札参加資格審査申請書(第1-2号様式)

- (1) 申請者は本社(店)の代表者を記入すること。なお。押印は不要。
- (2) 入札参加を希望する営業種目を<u>優先順に記入</u>すること。 水処理薬品を希望する場合は、取扱品目に掲げる薬品のうち希望する薬品を 優先順に記入すること。
- (3) 希望は6営業種目を限度とする。
- (4) 営業種目一覧表に掲げる営業種目(水処理薬品を希望する場合は、取扱品目に掲げる薬品)について、過去2年の売上高がない営業種目は希望できません。

3 登記簿謄本・身分証明書

法人の場合は登記簿謄本(又は登記内容の全部証明書)、個人は本籍のある市 町村発行の身分証明書を提出すること。(申請日以前<u>3ヶ月以内</u>に発行されたも のに限る。登記簿謄本はコピー可)

4 委任状(第2号様式)【該当がある場合のみ提出】

- (1) 入札参加資格の有効期間を通して、入札・見積、契約締結、代金の請求・受 領等の権限を本社代表者から代理人(支店長・営業所長・出張所長等)に委任 する場合は、委任状を提出すること。
- (2) 委任事項を限定する場合は、委任しない事項を横線で抹消し訂正印を押印すること。
- (3) 委任期間は、令和7年8月1日(随時受付の場合、受付日の翌月1日)から令和10年7月31日までとすること。

5 納稅証明書等

- (1) 国・都道府県・市町村税の申請日現在滞納がないということが証明書できる ものを提出すること。(申請日以前<u>3ヶ月以内</u>に発行されたものに限る。コピ ー可)
- (2) 委任状を提出する場合、都道府県・市町村税は委任先の営業所の所在地のものを提出すること。

	投	打明妻祭仁武	申請者	
	税 種 	証明書発行所 	法人	個人
	法 人 税		\circ	
国 税	所 得 税	所轄税務署		\circ
	消費税・地方消費税		\circ	\circ
松关中国税	法人事業税	机关中国税事效式	\circ	
都道府県税	個人事業税	都道府県税事務所		\circ
	法人市民税		\circ	
# ## ## ## ## ## ## ##	市町村県民税	- →π		\bigcirc
市町村税	固定資産税	市町村	0	0
	軽自動車税		0	0

[※]非課税の場合でも証明書は必要です。

6 代理店・特約店証明等【水処理薬品を希望する場合のみ】

営業種目の水処理薬品については、ポリ塩化アルミニウム(高塩基度)・次亜 塩素酸ナトリウム・粉末活性炭・水酸化カルシウム・濃硫酸のうち、希望する品目 のメーカーとの代理店・特約店証書を提出すること。

7 資格証明書・許可証等の写し【該当がある場合のみ提出】

申請する営業種目に関し、法律又は条例等上、資格・許可・届出等を必要とする場合は、必ず提出すること。

8 業者登録票(第3号様式)

8頁の記入要領及び別添の記入例を参考のこと。<u>データ(エクセルファイル)</u>を格納したCDも併せて提出すること。

9 審査結果通知書送付用封筒

審査結果通知書送付用封筒の大きさは<u>長形3号封筒(12×24cm程度)</u>とし、 郵便料金分の切手を貼り、送付希望先を明記すること。

第5 注意事項

- 1 有効期間途中で申請書類に記入した事項が変更された場合は、必要書類を添付の うえ、速やかに変更届出書(様式あり)を提出すること。
- 2 「福岡県南広域水道企業団競争入札参加資格審査結果通知書」の送付は、初回受付分が令和7年8月初旬に、随時受付分が受付日の翌月初旬になるため、<u>速やかな</u>受付確認が必要な場合は、受付返信用ハガキ(85円切手貼付、送付先を記入)を同封すること。

第6 営業種目一覧表

コード	営業種目	取扱品目
3 0 0 1	一般印刷	オフセット印刷
3002	事務用印刷	活版印刷、封筒印刷
3003	軽印刷	活版印刷(ハガキ・小冊子等)
3004	その他印刷	第二原図、カラーコピー、地図印刷、青写真
3005	印章類	ゴム印、彫刻印
3006	文房具・紙	文具、上質紙・コピー用紙、第二原図用紙
3007	事務機器・家具	机・椅子、保管庫、テーブル
3008	複写機	複写機、ファックス機
3009	OA機器	パソコン、プリンタ、周辺機器類
3010	OA用品	サプライ用品、プリンタトナー
3 0 1 1	ソフトウエア	ソフトウエア販売、ソフトウエア開発
3012	荒物雑貨・家庭用品	金物、紙製品、清掃用品、日用品
3013	被服	作業服、防寒着、制服、白衣、雨衣
3014	帽子	作業帽
3015	家庭医薬品	常備薬、衛生材料
		4002 ポリ塩化アルミニウム(高塩基度)
		4003 次亜塩素酸ナトリウム
3 0 1 6	水処理薬品	4004 粉末活性炭
		4005 水酸化カルシウム
		4006 濃硫酸
3017	家庭電気製品	電化製品、照明器具
3018	通信機器	無線機・トランシーバー、電話機
3019	音響器具	マイク、アンプ、スピーカー
3020	 理化学機器	水質測定器、光学機器、滅菌装置、遠心分離器、
3020	生10寸/风郁	恒温・乾燥器、理化学用冷蔵庫
3021	計測機器	測量機器、環境測定器
3022	理化学器具・薬品	ガラス器具、理化学消耗品、分析用試薬
3023	電気機械器具・工具	ポンプ、コンベア、送風機、電動工具
3024	産業・農業機械器具	発電機、散水、農工具、建設機械
3025	看板	看板、懸垂幕、プレート、パネル
3026	自動車販売	乗用車、貨物車、
3027	生花・園芸資材	種子、苗木、球根、園芸土、肥料
3028	消防設備・消火器	消防設備、避難器具、消火器、防災用品
3029	安全衛生保護具	ヘルメット、安全靴、防塵マスク、防護服
3030	鉄鋼・非鉄製品	鋼材類、ワイヤーロープ、マンホール鉄蓋
3 0 3 1	建築材料	建築金物、木材、ガラス、建具、塗装材、電設材

3032	配管・器材	鋳鉄管、弁栓類、継手類、ヒューム管		
3033	ろ過砂	ろ過砂、アンスラサイト		
3034	工業ガス	窒素、酸素、アルゴン、ヘリウム		
3035	石油製品	潤滑油、グリス		
3036	再資源買受	鉄くず・非鉄くず買受、古紙買受、OA機器買受 中古車買受		
3037	土木建築用機械賃貸借	タイヤショベル等のリース		

※ 希望種目を登録する場合の注意事項

登録を希望する営業種目は、営業種目一覧表による必要な許可等を受けて実績があるものに限る。

業者登録票記入要領

企業団ホームページより業者登録票の様式をダウンロードし、別添の記入例を参考 に必要事項を記入して、エクセルデータを格納したCD及び書類で提出すること。

なお、業者登録票及び記入例は随時改訂されているので、<u>必ずホームページの最新</u>版の様式を使用すること。(<u>旧様式の使用は不可</u>)

1 業者登録票

- (1) 過去に申請した実績がある場合は、既に割り当てられた登録番号(30×××) を記入し、初めて申請する場合は空欄とすること。受付番号は全て空欄とするこ と。
- (2) 商号又は名称、本社(店)の所在地
 - ①法人名(個人事業者名)、所在地を記入すること。
 - ②株式会社は(株)、有限会社は(有)等、省略名を記入すること。 なお、(株)や(有)等のフリガナは不要。
 - ③福岡県内所在者は、福岡県を省き記入すること。
 - ④政令市内所在者は、都道府県名を省き記入すること。
- (3) 支社(店)名及び所在地
 - ①代理人に委任する場合のみ記入すること。
 - ②会社名は記入せず、「九州支店」等と支社(店)名のみ記入すること。
 - ③福岡県内所在者は、福岡県を省き記入すること。
- (4) 契約相手方 (必ず記入してください)

契約の相手方とする職・氏名を記入すること。<u>代理人に委任しない場合は代</u> 表者等を記入し、委任する場合は代理人を記入すること。

(5) メールアドレスは、担当部署等(代理人に委任する場合は支店等)に届くアドレスを記入すること。

個人のアドレスを設定しても構いませんが、例年、異動等でアドレスが変更になり、メール送信時にエラーや受領までに時間がかかる事象が発生しています。可能な限り、部署共通のアドレスを設定する等の対応をお願いします。また、変更となった場合は速やかに変更届の提出をお願いします。

- <u>※設計図書の受け取り等に使用しますので、必ず記入</u>すること。
- (6) 資本金は、登記簿謄本に記載されている額とすること。
- (7) 年商は、法人又は個人の直前決算期の年間総売上額を記入すること。

(8) 営業形態

セルをクリックし、該当する営業形態を選択すること。 その他を選択した場合は、具体的な営業形態を記入すること。

- (9) 営業年数(申請時現在)
 - ①本社の欄は、法人の創業時からの年数とすること。(1年未満切捨て)
 - ②支社等の欄は、契約等の委任を行う支社等がある場合のみ記入すること。
- (10) 従業員数は、できるだけ直近現在で記入すること。
- (11) 登録を希望する営業種目
 - ①競争入札参加資格申請書に記載した営業種目、優先順位のとおり記入する こと。(水処理薬品を希望する場合は、取扱品目についても記入)
 - ②営業種目(取扱品目)ごとに、直前2年間決算の総売上合計額及びそのうちの官公庁実績合計額を記入すること。

2 付表

- (1) 営業種目ごとに作成すること。
- (2) 代理店・特約店契約の有無欄は、<u>水処理薬品を希望する場合のみ記入</u>すること。

(第1-1号様式)

申請書についての問合せ先を記載してください。

商号又は名称	担当者氏名	
電話番号	FAX番号	

申請書類チェックリスト

番号	提出書類	様式	注意事項	申請者確認欄	企業団確認欄
1	申請書類チェックリスト	第1-1号	_		
2	競争入札参加資格審査申請書	第1-2号	_		
3	登記簿謄本(身分証明書)		□ 発効後3か月以内のものであるか □ 役員全員の名前が記載されているか		
4	委任状	第2号	□ 法人代表者以外の支店長等が企業団 との契約を締結する場合に提出		
5	納税証明書等		□ 国税、県税、市町村税の納税証明書が添付されているか(委任している場合は、委任所在地の証明書) □ 発効後3か月以内のものであるか		
6	代理店・特約店証明等		□ 水処理薬品の営業種目を申請する場 合に提出		
7	資格証明書・許可証等		□ 認定・許可は有効期限内か □ 申請する営業種目に必要な認定・許 可であるか		
8	業者登録表とCDデータ	第3号	□ 記載漏れがないか(記載が漏れてい る場合は、橙色で表示されます)		
9	封筒 1 通 (郵便料金分の切手貼りつけ)		_		
10	受付返信用ハガキ (郵便料金分の切手貼りつけ)	希望者のみ	_		

確認欄にチェック
(レ点を記入)
してください。

書類を郵送する前に、

確認者(企業団記入)

(第1-2号様式)

福岡県南広域水道企業団競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

福岡県南広域水道企業団企業長殿

令和7・8・9年度において福岡県南広域水道企業団が発注する物品の買入れ及び 賃貸借契約等に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格の審査を申 請します。

なお、この申請書及びその添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを 誓約します。

記

本社(店)住所 申請者 商号又は名称 代表者職氏名

<u>TEL</u>		
Fax		
メールアト゛レス		

希望種目(6種目を限度とする)

順位	コード	営業種目	順位	コード	営業種目
1			4		
2			5		
3			6		

水処理薬品の取扱品目の希望順位

順位	品目コード	取扱品目	順位	品目コート	取扱品目
1			4		
2			5		
3			6		

委 任 状

令和 年 月 日

福岡県南広域水道企業団企業長殿

住所(委任者)商号又は名称実印代表者職氏名

私は、下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

住所(受任者)商号又は名称印代表者職氏名

1 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約締結並びに物品の納入に関する件
- (3) 代金の請求、受領に関する件
- (4) 入札・契約保証金の納付、請求、受領に関する件
- (5) 復代理人選任に関する件
- (6) その他契約履行に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日から令和10年7月31日まで